

～暴力団を許さない安全安心なまちへ～

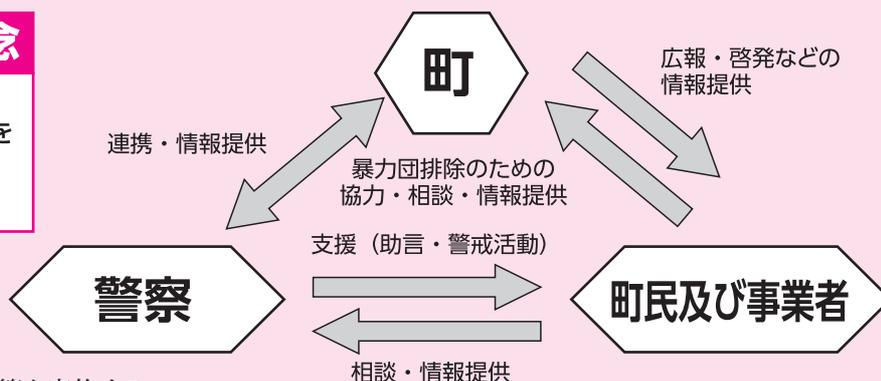
「幌延町暴力団排除条例」を制定

平成25年4月1日に「幌延町暴力団排除条例」が施行されました。

この条例は、暴力団等が町民の生活及び事業者の活動に不当な影響を与えることがないように、暴力団の排除に関し基本理念を定め、町、町民、事業者が一体となって、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、安全で安心な暮らしができる社会の実現を目指すものです。

条例の基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に対して資金を提供しない
- 暴力団を利用しない



町の責務

- 暴力団排除に関する施策を実施する
- 暴力団の排除に関する情報を得たときは、警察・関係行政機関へ提供する

町民及び事業者の責務

- 町民は、暴力団排除のために自主的に、かつ、相互に連携して取り組む
- 町が実施する暴力団排除に関する施策に協力する
- 事業者は、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにし、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力する
- 町民及び事業者は、暴力団排除に関する情報を得たときは、町又は警察に情報を提供する

問い合わせ先：町民課生活環境グループ 電話 5-1115 (内線153) 告知端末機 5-8815

児童福祉週間 5月5日～11日

厚生労働省平成25年度標語
君がいる ただそれだけで うれしいよ

子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育つていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

子どもたちがいきいきと元気に幸せに育つためにはどうしたらいいのかということをたくさんの方が考えたり、このような考え方をたくさんの人に知ってもらうために、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」としています。

「児童委員・主任児童委員」皆さんの身近な地域で子育てを支援します

児童委員・主任児童委員は、皆さんの身近な地域の中で、子どもや子育てをしている家庭への支援活動を行う地域のボランティアです。

主任児童委員は、民生委員の中から、厚生労働大臣の指名を受けて、子どもに関することを専門に担当する人です。

主任児童委員の制度は、子どもの虐待や非行、いじめ、不登校などの問題が深刻化するなかで、児童委員の相談・支援などの活動をより充実し、活発化させるために、平成6年に創設されたものです。

主任児童委員は、市区町村や福祉事務所、児童相談所、保健所、学校などの関係機関と連絡を密にし、区域を担当する民生委員との連絡調整を行いながら活動しています。

子ども全般の相談で、どこに相談したらよいかわからないときは、次の窓口に相談してください。

- 幌延町児童相談所（幌延町役場）町民課保健福祉グループ
電話5-1115（内線160） 告知端末機 5-8815
- ※相談内容によっては、関係（専門）機関へ引き継ぎします。

◆幌延町主任児童委員

濱下恭子 電話5-1774 森崎登代子 電話6-5317